

外部接続工事施工の手引（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P. 14】</p> <p>様式2</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">給水装置工事設計審査申請書</p> <p>(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">申請者 指定工事業者名 代表者 住 所 主任技術者氏名</p> <p style="margin-top: 20px;">京都市指定給水装置工事事業者規程第18条の規定による給水装置工事の設計審査を受けた いので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 工 事 場 所 2 工 事 申 込 者 3 工 事 種 別 <p style="text-align: right; font-size: small; margin-top: 20px;">[京都市指定給水装置事業者規程 様式第9]</p>	<p>【P. 14】</p> <p>様式2</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">給水装置工事設計審査申請書</p> <p>(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 年 月 日</p> <p style="margin-left: 100px;">申請者 指定工事業者名 代表者 住 所 主任技術者氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px; color: red;">印</p> <p style="margin-top: 20px;">京都市指定給水装置工事事業者規程第18条の規定による給水装置工事の設計審査を受けた いので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 工 事 場 所 2 工 事 申 込 者 3 工 事 種 別 <p style="text-align: right; font-size: small; margin-top: 20px;">[京都市指定給水装置事業者規程 様式第9]</p>	

外部接続工事施工の手引（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P. 24】 様式5</p> <p style="text-align: center;">給水装置工事しゅん工検査申請書</p> <p>(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 指定工事業者名 代表者 住 所 主任技術者氏名</p> <p>京都市指定給水装置工事事業者規程第19条の規定による給水装置工事のしゅん工検査を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 工事場所 2 工事申込者 3 工事種別 給水装置 工事 4 しゅん工年月日 令和 年 月 日 <p style="text-align: right; font-size: small;">[京都市指定給水装置事業者規程 様式第10]</p>	<p>【P. 24】 様式5</p> <p style="text-align: center;">給水装置工事しゅん工検査申請書</p> <p>(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 指定工事業者名 印 代表者 住 所 主任技術者氏名</p> <p>京都市指定給水装置工事事業者規程第19条の規定による給水装置工事のしゅん工検査を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 工事場所 2 工事申込者 3 工事種別 給水装置 工事 4 しゅん工年月日 令和 年 月 日 <p style="text-align: right; font-size: small;">[京都市指定給水装置事業者規程 様式第10]</p>	

外部接続工事施工の手引（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>【P. 46】</p> <p>13 歩行者通路の確保 歩道等で工事を施工する場合は、官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保する。</p> <p>(1) 歩行者道路は通常、1.5m以上、やむを得ない場合でも0.75m以上（高齢者や車椅子使用者等の通行が想定される場合は0.9m以上）を確保する。</p> <p>（中略）</p> <p>事故防止</p> <p>工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日国土交通省告示第496号）、「土木工事安全施工技術指針」（令和2年3月国土交通省大臣官房技術調査課）等に基づき公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑等を防止するため、必要な措置を講じる。</p> <p>（中略）</p> <p>9 工事中、その箇所が酸素欠乏もしくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症防止規則」（平成30年6月19日厚生労働省令第75号）等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講じる。</p>	<p>【P. 46】</p> <p>13 歩行者通路の確保 歩道等で工事を施工する場合は、官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保する。</p> <p>(1) 歩行者道路は通常、1.5m以上、やむを得ない場合でも0.75m以上を確保する。</p> <p>（中略）</p> <p>事故防止</p> <p>工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止要綱」（平成5年建設省建発第1号）、「土木工事安全施工技術指針」（平成21年4月20日近整技調第4号）等に基づき公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑等を防止するため、必要な措置を講じる。</p> <p>（中略）</p> <p>9 工事中、その箇所が酸素欠乏もしくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症防止規則」（平成15年12月19日厚生労働省令第175号）等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講じる。</p>	

外部接続工事施工の手引（上水道編） 新旧対照表

新	旧	備考欄												
<p>【P. 51】 給水管の分岐 (中略)</p> <p>(3) サドルを配水管に固定するときは、せん孔時に動かないように、ボルトを全体に均一になるように必要なトルクで締め付ける。</p> <p style="text-align: center;">・管種別締め付けトルク</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配水管の管種</th> <th style="text-align: center;">鋳鉄管</th> <th style="text-align: center;">ビニル管 配水用ポリエチレン管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">トルク</td> <td style="text-align: center;">60N・m (600kgf・cm)</td> <td style="text-align: center;">40N・m (400kgf・cm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【P. 55】 給水管の通水確認</p> <p>給水管布設後、通水確認のために止水栓等进行操作する場合は、慎重に行うとともに使用水量は必要最小限とすること。また、給水管口径がφ50mm以上の場合は、分岐箇所調査票に給水装置使用状況等連絡表を添付のうえ申請すること。</p>	配水管の管種	鋳鉄管	ビニル管 配水用ポリエチレン管	トルク	60N・m (600kgf・cm)	40N・m (400kgf・cm)	<p>【P. 51】 給水管の分岐 (中略)</p> <p>(3) サドルを配水管に固定するときは、せん孔時に動かないように、ボルトを全体に均一になるように必要なトルクで締め付ける。</p> <p style="text-align: center;">・管種別締め付けトルク</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配水管の管種</th> <th style="text-align: center;">鋳鉄管</th> <th style="text-align: center;">ビニル管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">トルク</td> <td style="text-align: center;">60N・m (600kgf・cm)</td> <td style="text-align: center;">40N・m (400kgf・cm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【P. 55】 給水管の通水確認</p> <p>給水管布設後、通水確認のために止水栓等进行操作する場合は、慎重に行うとともに使用水量は必要最小限とすること。また、給水管口径がφ50mm以上の場合は、給水管工事承認申請書に給水装置使用状況等連絡表を添付のうえ申請すること。</p>	配水管の管種	鋳鉄管	ビニル管	トルク	60N・m (600kgf・cm)	40N・m (400kgf・cm)	
配水管の管種	鋳鉄管	ビニル管 配水用ポリエチレン管												
トルク	60N・m (600kgf・cm)	40N・m (400kgf・cm)												
配水管の管種	鋳鉄管	ビニル管												
トルク	60N・m (600kgf・cm)	40N・m (400kgf・cm)												